

手話普及ガイドブック

三重県手話言語条例

手話が広く使われる社会へ

～ 手話はろう者と聞こえる人をつなぐ懸け橋 ～



いっばんしゃだんほうじんみえけんちょうかくしょうがいしゃきょうかい
一般社団法人三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター

「できるカモン」

三重県

もくじ

はじめに	1
ろう者とは	2
手話とは	2
手話にまつわる主な出来事	2
手話以外のコミュニケーション方法.....	2
ろう者が困ることは.....	3
手話で挨拶してみよう	3
手話を学ぶには／手話通訳者をめざすには.....	4
手話通訳者の派遣依頼	5
聴覚障害者情報提供施設	5
ろう者の団体.....	5
手話サークル	6
三重県手話言語条例.....	7
三重県手話言語条例(概要)	10
指文字一覧.....	11

◎ はじめに

三重県では、聴覚等に障がいのある方が約6,900人(※)暮らしています。聴覚障がいは、外見からは気づかれにくいいため、「目に見えない障がい」と言われています。

ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図ることをめざして、平成28年6月30日に「三重県手話言語条例」が制定され、平成29年4月1日に施行されました。

このガイドブックをとおして、聴覚障がいの有無にかかわらず、すべての県民が、手話に対する理解を深め、さらに手話が広がっていくことを願っています。

(※)身体障害者手帳(聴覚又は平衡機能障害)交付者数(令和5年4月1日現在)

○ ろう者とは

この条例では、聴覚障がい者(※)のうち、手話を言語として日常生活や社会生活を送っている人を指します。

(※) 聴覚障がい者の中には、手話を使わない方も多くいます。こうした方々とは、筆談・口話等によるコミュニケーションや要約筆記による情報提供等を行います。

生まれたときから聞こえず、日本語とは異なる言語である手話を第一言語として使っています。

○ 手話とは

ろう者がコミュニケーションを図るため、手や指、表情等を用いて豊かに表現する視覚的な「言語」であり、日本語とは異なった独自の文法をもっています。



○ 手話にまつわる主な出来事

- ・ 明治時代に、ろう教育が始まり、ろう者と聾学校教員、関係者の間で手話が大切に受け継がれ、発展する。
- ・ 大正時代には、手話は日本語の習得を妨げるものと誤解された。聾学校では読唇と発語訓練を中心とする口話法が導入されたことから、学校での手話の使用が禁じられた。
- ・ 昭和44年に「わたしたちの手話」(全日本ろうあ連盟)が発行され、社会に手話が広がる。
- ・ 昭和55年、三重県立聾学校において、聴覚障がい教員に対する情報保障として、また中学部・高等部の生徒に対する行事等での説明手段として、手話を取り入れる。
- ・ 平成5年以降、三重県立聾学校において、幼稚部・小学部の教育活動でも手話を取り入れ、全国に先駆けて手話を活用した指導及び支援に取り組む。
- ・ 平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)において、手話が言語であることが明記される。
- ・ 平成26年、我が国において、障害者権利条約が批准される。
- ・ 平成28年6月30日、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、三重県手話言語条例が制定される。
- ・ 平成29年4月1日、三重県手話言語条例が施行される。

○ 手話以外のコミュニケーション方法

指文字……………日本語の50音を片手の指の形で表します。

筆談……………紙または手のひらなどに文字を書いて伝えます。

空書……………相手に向けて空中に文字を書いて伝えます。

読話・口話…相手の口の動きを見て読み取ります。

身振り……………体の動きで感情や意思を示します。

ろう者が困ることは…(各場面における例)

学校では…先生や友だちの話がわからない。

家庭では…家族との会話が十分できない。

テレビ番組に字幕がないと、内容がわからない。

問い合わせ先が電話番号だけでは、質問することができない。

外出先では…銀行ATMなどのインターホンが使えない。

周囲の音が聞こえず、状況がわからない。

職場では…上司や同僚とのコミュニケーションが難しい。

緊急時には…防災無線などアナウンスがあることがわからない。

手話で挨拶してみよう

ありがとう

左手甲に小指側を直角にのせた右手を上げながら頭を下げる。



接し方のポイント

- *相手の真正面に立つ
- *手と指だけではなく、目・顔・体の表情を豊かに!!
- *伝えたい気持ちを大切に!!



はじめまして

甲を上に向けた右手を引き上げながら人差指を残して4指を握り、立てた両手人差指を前後に向かい合わせ同時に近づける。

名前

右手2指の輪を左胸にあてる。
※名札を表す表現。

よろしくお祈いします

鼻先に置いた右手拳を開きながら、前へ出し、軽く頭を下げる。

元気?

両肘を張り、胸前で向き合わせた両手拳を同時に力強く2回下ろす。



おはようございます

こめかみにあてた右手拳を下ろす。

こんにちは

立てた右手2指を重ねて前方から額の中央へあてる。
※時計の12時(人差指=短針、中指=長針)をイメージ。

こんばんは

掌を前へ向けた両手を左右から引き寄せ、目の前で交差させる。

さようなら

5指を広げた右手掌を前に向けて顔の脇で振る。



お疲れさま

右手拳の小指側で左腕を2回たたく。



大丈夫

湾曲させた右手の指先を左胸にあててから右胸にあてる。



すみません・ごめんなさい

つまんだ右手2指の指先を眉間にあて、頭をさげ、顔前で斜めに構えた右手を少し前へ出す。

○ 手話を学ぶには／手話通訳者をめざすには

手話奉仕員

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した方です。手話奉仕員養成講座を受講・修了する必要があります。

→手話奉仕員養成講座の受講希望は、最寄りの市町障がい福祉担当課まで

手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された方です。手話通訳者養成講座を受講・修了し、「手話通訳者全国統一試験」に合格する必要があります。(※自治体によっては、独自試験を課すところもあります)

→手話通訳者養成講座の受講希望は、三重県聴覚障害者支援センターまで

手話通訳士

「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成 21 年厚生労働省令第 96 号)」に基づき実施される手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)に合格し、登録を受けた方です。

手話サークル

手話学習をとおして、ろう者問題の理解を深めるとともに、社会へ啓発を行うことにより、ろう者の基本的人権の擁護と社会参加を促進することを目的とする自主的な組織であり、地域のボランティア団体として活動しています。

→手話サークル入会希望は、6ページをご覧ください。

全国手話検定試験

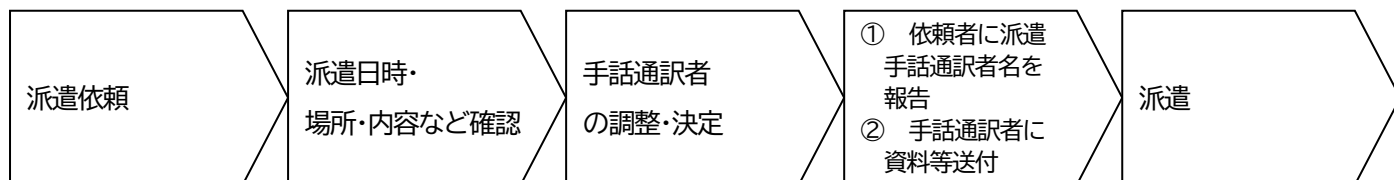
手話の知識だけではなく、面接委員と手話で会話をすることにより、ろう者と手話でどの程度コミュニケーションができるのかを評価認定する試験です。毎年10月に社会福祉法人全国手話研修センター主催のもと、全国各地で5級から1級の試験が実施されます。

→問い合わせ先(三重県の実施団体) 一般社団法人三重県聴覚障害者協会まで

○ 手話通訳者の派遣依頼

- ・県民→お住まいの市町障がい福祉担当課まで
 - ・企業・団体等→三重県聴覚障害者支援センターまで
 - ・県の各部局等→三重県障がい福祉課まで
- <派遣までの流れ>

お問い合わせのうえ、
派遣依頼をしてください。



○ 聴覚障害者情報提供施設

三重県聴覚障害者支援センター <平成24年4月1日設置>

「聞こえない」または「聞こえにくい」人が自立した地域生活を営むことができるよう、幅広い視野をもって支援する専門的な施設です。

〒514-0003

津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館5階

TEL 059-223-3302/FAX 059-223-3301

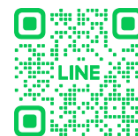
E-mail deaf.mie-center@vivid.ocn.ne.jp

ホームページ <https://www.deaf-mie-center.com>

公式LINE <https://line.me/R/ti/p/@623qqqih>



<ホームページ>



<公式LINE>

○ ろう者の団体

一般社団法人三重県聴覚障害者協会 <昭和22年1月3日設立>

聴覚障がい者の自立及び社会参加に関する事業を行うことにより、聴覚障がい者の社会的地位の向上及び福祉増進を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした、聴覚障がい者の当事者団体です。

〒514-0003

津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館5階

TEL 059-229-8540/FAX 059-223-4330

E-mail deaf.mie@viola.ocn.ne.jp

ホームページ <https://deafmie.com>



<ホームページ>

○ 手話サークル <問い合わせ先:最寄りの市町障がい福祉担当課または下表の各サークルまで>

三重県手話サークル連絡協議会 加盟サークル一覧表(令和5年5月現在)

	地域	サークル名	開催曜日	開催時間	開催場所
1	いなべ市	いものこ	第1・3土曜日	19:30~21:00	員弁老人福祉センター
2	桑名市	あいの会	金曜日	10:00~11:30	桑名市総合福祉会館
3	桑名市	あゆみ会	第2・4土曜日	19:00~20:45	桑名市総合福祉会館
4	四日市市	ふたば会	木曜日	19:00~21:00	四日市市総合会館
5	四日市市	エンジェル	月曜日	19:30~20:45	塩浜地区市民センター
6	菟野町	手の会	水曜日	19:30~21:00	菟野町保健福祉センターけやき
			金曜日	10:00~12:00	
7	鈴鹿市	とちの実(白子)	第2.4金曜日	19:30~21:00	白子公民館
		とちの実(太陽の街)	第1.3木曜日	19:30~21:00	郡山公民館
		とちの実(牧田)	第2・4水曜日	19:30~21:00	牧田コミュニティセンター
8	津市	若葉	金曜日	19:00~20:30	津市ふれあい会館
9	津市	新芽	水曜日 (祝日及び第5水曜日を除く)	13:30~15:00	三重県聴覚障害者支援センター 津市センターパレス
10	津市	安濃町	金曜日	10:00~11:30	津市村主公民館
11	津市	もみじの会	第1・3金曜日	19:30~22:00	白山公民館
12	亀山市	友愛	第2・4土曜日	13:30~15:30	井田川地区北コミュニティセンター
13	伊賀市	上野(昼の部)	第2.4土曜日	10:00~12:00	伊賀市総合福祉会館
			第2土曜日の 同週の月曜日	10:00~12:00	ゆめポリスセンター
			第2土曜日の 翌週の木曜日	13:00~15:00	
		上野(夜の部)	水曜日	19:00~20:30	伊賀市総合福祉会館
14	名張市	若竹会	木曜日	19:30~21:00	名張市総合福祉センターふれあい
15	名張市	杉の子&ふくし	金曜日	19:30~21:30	名張市総合福祉センターふれあい
16	名張市	名張手話学生の会	第2・4日曜日	9:00~12:00	名張市総合福祉センターふれあい
17	名張市	みはたわかば	土曜日	20:00~22:00	美旗市民センター
18	松阪市	嬉野	第2・4月曜日	19:30~21:00	嬉野公民館
19	松阪市	マイハート	水曜日	19:30~21:00	松阪市福祉会館
20	松阪市	たんぼぼ	土曜日	14:00~16:00	松阪市福祉会館
21	松阪市	ビギナー	水曜日	10:00~11:30	松阪市福祉会館
22	松阪市	徳和	第2・4金曜日	9:30~11:30	松阪市徳和コミュニティセンター
23	明和町	明和	金曜日	19:30~21:00	明和町中央公民館
24	伊勢市	小俣	金曜日	19:30~21:30	小俣町中央公民館
25	伊勢市	伊勢	火曜日	19:30~21:00	伊勢市福祉健康センター
26	伊勢市	青い鳥	木曜日	13:00~15:00	伊勢市福祉健康センター
27	伊勢市	手話わ会	水曜日	19:00~21:00	伊勢市二見町西コミュニティセンター
28	鳥羽市	ぺんぺん草	木曜日	18:30~20:30	鳥羽市保健福祉センターひだまり
29	御浜町	オレンジ	火曜日	19:30~21:00	御浜町健康福祉センター
30	尾鷲市	かたつむり	木曜日	19:00~21:00	尾鷲福祉保健センター

○ 三重県手話言語条例

目次

前文

第一章 総則(第一条－第六条)

第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画(第七条)

第三章 基本的施策(第八条－第十三条)

第四章 雑則(第十四条)

附則

手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の中で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難い。また、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にあり、特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている。手話はろう者にとっての声と言うべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、台風等の風水害や大規模な地震災害がしばしば発生している三重県においては、災害の発生時において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もって全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 前条に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に図られるものとする。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うも

のとする。

- 2 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 3 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町及び関係機関との連携及び協力)

第四条 県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。

- 2 ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画

第七条 県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第八条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

- 2 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳を行う人材の育成等)

第九条 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受け取ることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(手話の普及等)

第十条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。

- 2 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。
- 3 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。

(ろう児等の手話の学習等)

第十一条 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒(以下この条において「ろう児」という。)が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 県は、前三項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置)

第十四条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

3 三重県障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年三重県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(部会)

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によつて定める。

第六条を第七条とし、第五条第三項中「会長及び委員」を「会長、委員及び専門委員」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(専門委員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

三重県手話言語条例(概要)

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

【県民の役割】

- (県民)
- ・基本理念を理解するよう努める
- (ろう者・手話通訳者等)
- ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
 - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
 - ・県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県職員に対する手話研修等の実施
 - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日

※計画の策定手続に関する規定は、公布の日に施行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

条例の規定については、施行の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

○ 指文字一覧 (相手から見た図)

							手前に引く		カタカナの「ン」
						右に移動させる		上に移動させる	
					手前に引く	促音 (○○っ○)		人差し指で「1」と空書きする	

表紙イラスト

「できるカモン」



(一般社団法人三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター)

三重県の県獣である「カモンシカ」がベースになっています。

額には三重県を象徴する「M」の前髪、手指は「手話」を表わしています。

「できるカモン」の由来

1. できる……「手話を使う」「手話ができる」ことを表す。
2. カモ……カモンシカのカモ、手話がまだまだの方は「できるカモ？」。
3. カモン……英語の「カモン」にあやかって「手話ができるから任しとき！」の意味が込められている。

お問い合わせ:三重県子ども・福祉部障がい福祉課

TEL 059-224-2274/FAX 059-228-2085 E-mail:shoho@pref.mie.lg.jp

三重県ホームページでは、三重県手話言語条例の概要説明や今すぐ見られる手話動画もご覧いただけます。

三重県 手話言語条例



出典:「できるカモン」、手話イラスト及び指文字一覧／一般社団法人三重県聴覚障害者協会
手話動作説明／一般財団法人全日本ろうあ連盟発行『わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ』